

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件（閣承認第一号）

要旨

本承認案件は、労働力需給調整の円滑な推進を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所に「レディス・ハローワーク事業」を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所に、「レディス・ハローワーク事業」を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労働向、レディス・ハローワークの業務内容、今後の設置計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は、全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。